

熊谷市農業委員会
第5回総会議事録
(公開用)

平成30年12月27日(木)
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第5回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成30年12月27日(木)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 平成30年12月27日(木)午後3時32分
- (3) 場 所 大里庁舎 第3会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 43名
- (2) 欠席数 4名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	小貝 富雄	11	出	茂木 友秀
2	出	大島 正	12	出	大野 隆一
3	出	木部 富次	13	出	木村 進
4	出	強瀬 兼一	14	出	田中 輝久
5	出	関口 弥生	15	出	岩崎 文雄
6	出	関口 久夫	16	出	夏目 亮一
7	出	中川 登美夫	17	欠	山本 勝市
8	出	水野 勝	18	欠	村田 定吉
9	出	石原 敬嗣	19	欠	遠藤 隆男
10	出	手嶋 茂春			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	西田 茂夫	15	出	吉田 正己
2	出	中嶋 儀臣	16	出	飯嶋 竹夫
3	出	中村 大志	17	出	新井 進
4	出	笠原 貞男	18	出	長谷川 隼男
5	出	野邊 八雄	19	出	矢島 君夫
6	出	熱田 幸作	20	出	戸森 貫一
7	出	菊地 修一郎	21	出	浅井 正美
8	出	関根 政利	22	出	坂本 三郎
9	出	関根 正直	23	出	田沼 寛央
10	出	鯨井 章男	24	出	原口 嘉治
11	欠	栗原 一森	25	出	森田 豊
12	出	金井 和夫	26	出	塚田 とよ子
13	出	奥野 進	27	出	青木 登喜代
14	出	水野 明	28	出	吉野 福司

4 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画について

報告事項（1） 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第4条の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第5条の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項（5） 競売買受適格者の証明について（農地法第5条届出該当）

報告事項（6） 農地改良の届出について

報告事項（7） 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。 ただ今から熊谷市農業委員会第5回総会を開会いたします。 はじめに、木村会長に、ご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。 これ以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、木村会長に議長になっていただき議事の進行をお願いいたします。 それでは、木村会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着席のまま会議を進行させていただきます。よろしく願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中16名であります。また、農地利用最適化推進委員は27名出席しております。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p>
議長	<p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいでしょうか。</p>
	<p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありましたので、議事録署名委員については、9番、石原委員、10番、手嶋委員の2名をお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。 本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p>

	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地 利用集積計画について</p> <p>以上、6議案です。よろしくご審議願います。</p> <p>なお、本日は、新規就農の方と、新たに法人として農業経営する方 に出席をお願いしております。</p> <p>このため、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に による農用地利用集積計画についての案件を先に審議いただきたいと 思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、はじめに議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条 の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を 求めます。</p>
事務局	<p>今月の案件は、議案番号1100から1196の97件でありま す。まず全体の説明となりますが、総筆数は147筆、総面積は22 8,393㎡です。田は115筆、182,373㎡、畑は32筆、 46,020㎡、賃貸借は79筆、134,789㎡、使用貸借は6 8筆、93,604㎡、設定の期間は、5年未満が17筆、14,7 87㎡、5年以上が130筆、213,606㎡、設定の区分は、新 規の計画が80筆、126,470㎡、再設定の計画が67筆、10 1,923㎡です。</p> <p>次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人、解除条件付き農業 参入法人及び農地利用集積円滑化団体である、くまがや農協を利用し たものを除いた認定農業者の借受けは、54件で137,786㎡と なっております。</p> <p>次に、農地所有適格法人及び解除条件付き農業参入法人の借受けで すが、14件で37,443㎡となっております。</p> <p>次に、農地利用集積円滑化団体である、くまがや農協を利用した借 受けは2件で、6,037㎡となっております。</p> <p>次に、新規就農者につきましては、1件で2,150㎡となってお ります</p> <p>認定農業者である農地所有適格法人、解除条件付き農業参入法人、 及び農地利用集積円滑化団体である、くまがや農協を利用したものを 含めた認定農業者の借受けの件数は、全体の約70%となります。</p>

	<p>上記以外の担い手の借り受けは、26件で44,977㎡となっております。</p> <p>また、農業委員又は農地利用最適化推進委員が担い手への集積に関わった利用権設定につきましては、8地区合計で、110筆、176,748㎡となり、面積は全体の約77%となっております。</p> <p>以上、97件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>引き続き、議案番号1191の新規就農の案件ですが、申請人は、市内〇〇〇に本店を置き、主に〇〇や〇〇〇〇の販売を行っている法人です。今回、農業に新規参入するため、本店近くの園芸ハウスを借りてトマトの養液栽培をする計画です。</p> <p>続きまして、議案番号1195、1196については、新たに法人として農業経営をする方の案件となります。</p> <p>申請人は、〇〇地区の営農組合の有志により設立された法人です。代表の〇〇さんは今年8月まで農業委員を務めておりました。米麦を中心に作付をし、今後経営面積を増やしていく計画です。</p> <p>本日、申請人がお見えになっておりますので、詳細については申請人から説明させていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、先ほど申し上げたとおり、本日、新規就農の方にお出でいただいておりますので、議案番号1191の申請人の入室を認めます。</p> <p>(申請人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 入室)</p>
議長	<p>本日は、大変お忙しいところご苦労様です。</p> <p>新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて、説明をお願いします。</p>
申請人 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇)	<p>只今ご紹介いただきました、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、営農計画書に基づき説明させていただきます。</p> <p>就農の動機ですが、会社の方針として、〇〇や〇〇〇〇の販売だけでなく、新しい分野として農作物の生産に取り組むことになりました。作物については、当初からアイメック農法を活用したトマトの溶</p>

液栽培を考えていたので、それに基づきトマトにしました。アイメック農法というのは、ごく薄いフィルムの上で植物が育つ形で、フィルム自体に細かく無数の穴が開いており、その穴を最小限の水と養分だけを通す形で、フィルムの下の吸い難い溶液を吸おうとすることで高負荷をかけて、その結果、高糖度と高栄養価が見込める作物ができるというような農法となっております。

こちらの農法を実践するために、それに見合うハウスが必要だったため、会社の近辺で探していたところ、最寄りの農地でハウスごと借りられることとなりました。

次に農業経験についてですが、ここに示した経験年数等については、次の労働力の欄で触れていますが、〇〇〇〇のものです。〇〇は現在65才です。元埼玉県職員として、農業大学校講師、農業試験場などを経て、退職後に弊社〇〇〇〇〇で顧問をしております。今までの農業経験や知識を生かし、営農に取り組んでいきたいと考えております。

次に私、〇〇ですが、現在35才で、〇〇〇〇〇に勤めて1年目になります。今後は、〇〇とともに、営農に取り組んでいきたいと考えております。私自身は、農業経験はありませんが、頑張っていきたいと考えております。

次に経営規模ですが、今回、〇〇〇にお住まいの〇〇さんから、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の一部、2,150㎡を借りることができ、そこにある1,600㎡のハウス1棟確保することができました。今後は、施設野菜で規模拡大を図っていく予定です。

続いて経営形態ですが、資料のとおりトマトを栽培します。先ほど説明しましたとおり、アイメック農法による非常に糖度の高いトマトの栽培を目指しています。出荷先は、会社と付き合いのある、野菜の仲卸をしている、〇〇〇〇に出荷する予定となっております。

続いて基本装備ですが、ご覧のとおりです。トラック1台、防除機1台、栽培システム1式です。栽培システムは、アイメック農法の養液栽培用にハウス内に設置されるものになります。トラックは、会社に置いておきます。集出荷作業も会社の敷地内で行う予定です。経営試算につきましても、ご覧のとおりとなります。

次のページの作付計画ですが、資料のとおりとなっております。今後は、集出荷作業など繁忙期には人手が係ると見込まれますので、パート等雇うことも検討しています。また、将来的には農業部門として独立させることも考えております。

新規で農業に取り組みますが、どうぞよろしく願いいたします。

議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>次に、本案につきましては、東部第1地区の関根政利推進委員が事前に申請人と面談しておりますので、関根推進委員から報告をお願いいたします。</p>
関根推進委員	<p>今回の新規就農につきまして、〇〇〇〇〇さんと過日、地区担当推進委員として面談をいたしました。私から一言ご報告させていただきます。</p> <p>先ほどらい話が出ていますように、〇〇〇さんでは〇〇と〇〇〇〇の販売を主に手掛けている会社であります。今回、関連する分野への進出ということで、農業分野への進出が決定されました。そして、会社の近くにある〇〇〇地区のハウスを借りあげてトマトの栽培をスタートするという事になったそうです。先ほどの説明にもありましたが、新しい栽培方法ということで、県の農業施設に勤務されておりました〇〇さんの指導のもと、糖度の高いトマトを生産していくということでもあります。</p> <p>私もトマト大好き人間ですので、非常に興味を持っているところであります。いずれにしましても、このトマトの栽培を早い段階で定着させていただきまして、施設園芸の規模拡大を図り、農業生産法人の設立も目指しているということですので、是非ともそれを進めさせていただきまして、地域農業の担い手となるように祈念いたしますので是非頑張ってくださいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、申請人に対しまして、営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。質疑等ございませんか。</p> <p>(なし の声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようです。</p> <p>本日は、大変ご苦勞様でした。申請人の方は、退室してください。</p> <p>(申請人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 退室)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1191の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>

	<p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1191について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手 全員)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 続きまして、新たに法人として農業経営される方にお出でいただいておりますので、議案番号1195、1196の申請人の入室を認めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(申請人 ○○○○○○○○○○○○○○ 入室)</p> <p>本日は、大変お忙しいところご苦勞様です。 新たに法人として農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて、説明をお願いします。</p>
<p>申請人 (○○○ ○○○○○○○ ○○○○)</p>	<p>こんにちは。○○○○○○○○○○○○○○○の代表であります○○○○○○○○○と申します。それから、こちらは副代表をしております○○○でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに会社の概要につきまして説明させていただきます。法人設立の動機ですが、○○地区が平成25年に水田農業を考える会を立ち上げまして、農家の方にアンケートを実施しました。その結果、ご存じのように、就農者がいないとか、いろいろな問題が、あるいは農家の方の悩み等がありました。そういった経緯の中で、時を重ねまして昨年、平成29年の5月に中堅農家の方が急に亡くなりました。正確にはわかりませんが、約7haの農業経営をしていた中堅の方ですが、その方は私どもの地区の○○○○○○○の組合長でした。組合長が急遽亡くなったということで、組合長が経営していた農地、それから組合長が所有している農業資本を、どういった形で引き継ぐとか、継続していくかということを経営委員の有志が集まりいろいろ検討した結果、農地につきましては組合員の中で利用権設定を進めるような形で対応できました。それから農業資本につきましては、我々のほうで購入しまして既存の機械を活かした状態で引き継ぐことになり</p>

ました。そうした中で、今年から本格的に農業を始めるわけですが、立ち上げた会社の社員が9名いるわけですが、実際は8名が作業を請け負う形になります。ただ、作業につきましても、個々の経営を継続した形で会社の経営を担う形をとっております。ですから、各社員も自分の経営の傍ら、会社の圃場、今回申請した60aで農作業から始まる形で立ち上げております。それから、個人もコンバイン、トラクターを所有しているわけですがけれども、それは個人も当然使いますけれども我々会社のほうでも不測の場合は個人から買い上げるという形で、なるべく資本を活かした農業経営につなげていく形で今回やっております。

そうした中で、営農計画書を出させていただいたわけですが、作物の構成につきましても、主に主穀の栽培、それから露地野菜ということで試行的にネギの栽培を始めております。また、ブロッコリー等の露地野菜の試行栽培も始めております。

続いて、経営方針、これは経営目標になりますけれども、地域農業の経営体として確立するということと、既存の農業資本の活用、遊休農地の減少に努める、循環型農業への取り組みという形で会社としての目標を掲げております。

次に、経営概要につきましても、今回2筆60aの利用権設定を申請しております。それから作付形態につきましても、先ほど言いました主穀であります水稻、小麦の栽培を予定しております。それから、圃場との距離につきましても、農業施設から圃場まで約500m以内ということで、非常に便のいいところをお借りすることができました。

次に、基本装備、農業資本ですが、現在トラクター2台、コンバイン、田植機、フォークリフト各1台、乾燥機が40石と35石が1台ずつ、それから諸々の細かい部品等、亡くなった方から買い上げたものとなっております。

経営試算につきましても、ご覧のとおりです。

次に、作付計画につきましても、現在2筆で申請しておりますけれども、別途8筆の地権者の方から耕作してほしいとの依頼を受けて、今年的小麦から150aの作付を開始しました。

こういった形で、遊休農地等も含めて規模拡大を図っていくわけですが、冒頭話しましたとおり個々でも農業経営をしております。そういった形で8名全員の経営面積が約23haございます。ですから、極力遊休農地を解消するという目的で地域貢献をしたいわけですが、この辺も含めた形で面積の対応を進めていきたいと考えております。

議長	<p>次に、社員につきましては、資料のとおりでありますけれど、全員が60歳を超えております。既に会社等を退職された方、それから会社等に務めながら自分の農業経営をしている方ということで、農業経験については不足はないわけですけれども、なにぶん若い方の新規就農が望まれるところではありますが、今後の我々の取り組みが、そういった形で若い方に繋げるような取り組みを今後の農業経営の中で確立できればと考えております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本案につきまして、地区担当農業委員の田中委員から報告をお願いいたします。</p>
田中委員	<p>ただいまの新規法人設立の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、地区担当委員として、私からも一言ご報告させていただきます。</p> <p>〇〇さんにつきましては、先ほど、本人からいろいろと細かく紹介があったわけですけれども、実は今年の8月まで〇〇地区代表としての農業委員を務めていただき、〇〇地区の農業に大変ご尽力いただいております。このたび、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を立ち上げたわけですけれども、このメンバーにつきましては〇〇〇地区の中核的農家の集まりということで私は理解をしております。</p> <p>このたび、法人を設立し、農地を借り受けて今後も規模を拡大していきたいという先ほどの説明にもありましたが、地域の中心的担い手に今後なっただきまして、〇〇地区を背負って立っていただけるのかなと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、申請人に対しまして、質疑、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
木部委員	<p>〇〇さんには、今まで農業委員として活躍していただき、ありがとうございました。私も実は〇〇さんと同じように、法人化を目指して活動しているわけなんですけど、私が目指しているのは40歳代の人たちを巻き込んでやっという指針で計画を立てておりますが、これからですね、20年先を考えると農業は成り立っていないものから、今の〇〇さんの話を伺っておりますと、平均年齢が60何歳なんですかね。今現在スタートした時点で若い人を巻き込んでいかないと、いつか挫折してしまうのではないかと感じたのですが、是非頑張ってください一日も早く若い人を取り入れて</p>

議長	<p>活動していただければ成功するのではないかと私なりに感じたものですから一言述べさせていただきました。</p> <p>他に、質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なし の声)</p>
議長	<p>他に、ないようですので、申請人の方は退室してください。ご苦労様でした。</p> <p>(申請人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ 退室)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1195、1196の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1195、1196について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案番号1104、1105については、○○委員が借受人となっています。そのため、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき審議いたします。</p> <p>○○委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(○○委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1104、1105の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>

議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1104、1105について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 〇〇委員は、入室してください。</p>
議長	<p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、議案番号1126から1128については、〇〇委員が借受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号1126から1128の案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1126から1128について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 〇〇委員は、入室してください。</p>

議長	<p>(○○委員 入室)</p> <p>次に、議案番号1144については、○○推進委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により○○推進委員は、一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>(○○推進委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号1144の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1144について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>○○推進委員は、入室してください。</p>
議長	<p>(○○推進委員 入室)</p> <p>次に、議案番号1165、1166については、○○委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により○○委員は、一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>(○○委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号1165、1166の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1165、1166について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1172については、〇〇推進委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇推進委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1172の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1172について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇推進委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇推進委員 入室)</p>

議長	<p>次に、議案番号1173については、〇〇推進委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇推進委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1173の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1173について、本案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇推進委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇推進委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1193については、〇〇〇〇推進委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇推進委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1193の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p>

議長	<p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1193について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇推進委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇推進委員 入室)</p>
議長	<p>次に、新規就農と新規法人、及び議事参与の制限に関する議案以外の案件の審議に入ります。</p> <p>それでは、新規就農と新規法人、及び議事参与の制限に関する議案以外の案件について、質疑、意見を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての新規就農と新規法人、及び議事参与の制限に関する議案以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p>

議案番号1は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年12月6日、山本農業委員、西田推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年12月4日、水野農業委員、水野推進委員、江南行政センター上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年12月18日、手嶋農業委員、戸森推進委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年12月10日、岩崎農業委員、坂本推進委員、農業振興課角張主任、山下主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号5は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年12月3日、強瀬農業委員、笠原推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号6は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年12月6日、木部農業委員、西田推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号7は、贈与のため10a当たりの売買価格はありません。この案件につきましては、平成30年12月13日、夏目農業委員、

議長	<p>関根政利推進委員、事務局遠藤次長、新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案番号1については、〇〇委員が譲受人となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号1について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、許可すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号4については、〇〇推進委員の配偶者が譲受人となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇推進委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号4の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>

議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号4について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、許可すべきものと決しました。 〇〇推進委員は、入室してください。</p>
議長	<p>(〇〇推進委員 入室)</p> <p>次に、議事参与の制限に関する議案以外の案件の審議に入ります。 それでは、議事参与の制限に関する議案以外の案件について、質疑、意見を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての議事参与の制限に関する議案以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>【 休憩 午後2時35分から2時45分 】</p>
議長	<p>議事を再開いたします。 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地</p>

議長	<p>目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建住宅既設1棟、物置既設2棟です。本案件の申請のきっかけといたしましては、申請人の孫が住宅の建築を計画したところ、申請地が農地法の手続きを取らず住宅敷地として使用していることが判明したため、是正するものでございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1と関連がありますので、併せて審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、及び議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、変更前の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、許可年月日・許可番号、変更後の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、変更理由を朗読する。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての</p>

<p>議長</p>	<p>議案番号1について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案第4号の議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建です。今回、敷地の面積154㎡ですけれども、開発の条例により平成17年10月1日から市街化調整区域で開発行為を行う場合は、最低敷地面積を300㎡と定めております。しかし、条例制定前から区画の形状が変わっていない土地については、300㎡未満でも開発の許可が認められており、今回の申請地はその条件を満たしております。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 はじめに、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1以外を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読す</p>

る。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。

議案番号3は、農地区分は3種農地、建築物等は木造2階建です。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。

議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。

議案番号6は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年10月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。

議案番号7は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造平屋建です。

議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。

議案番号9は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造平屋建です。

議案番号10は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年10月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。

議案番号11は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。

議案番号12は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建で、宅地を含めた全体面積は422㎡となる案件です。

議案番号13は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。

議案番号14は、農地区分は3種農地、建築物等は木造平屋建です。

議案番号15は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。

議案番号16は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。

議案番号17は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。

議案番号18は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は49.5kWとなっております。

議案番号19は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は38.5kWとなっております。

議案番号20は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は49.5kWで、山林を含めた全体面積は1,013㎡となる案件です。

	<p>議案番号21は、農地区分は2種農地、農振除外は平成30年10月9日、建築物等は車両置場25台分です。譲受人は、申請地から300mほどの距離の住居敷地内において自動車修理業を営んでおりますが、部品調達用車両や代車の置場が不足し、20年以上前から申請地を車両置場として利用してきたもので、これを是正するものとなっております。</p> <p>議案番号22は、農地区分は2種農地、建築物等は駐車場20台分と資材置場です。譲受人は運送業を営んでおり、事業所のある〇〇〇のほか、市内各所に駐車場や資材置場を所有しております。今回の申請地の北側隣接地にも社有地があります。現在、市内〇に申請地と同規模の土地を賃借し同様に駐車場資材置場として利用しております。こちらの土地を返却する予定となっており、社有地と隣接する利便性の高い申請地を売買により所得し、事業の集約、効率化を図るものとなっております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
事務局	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】 申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の敷地から南西に300m、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南東200mほどに位置する第2種農地です。申請</p>

<p>議長</p>	<p>地にはクレーン付きトラック、ミニバックホー等、作業車両を停車させるほか、コンパネ、ブルーシートにて養生した資材の設置を計画しております。なお、周囲に関しましてはロープ柵で囲み、道路面にはネット柵を設置する予定となっております。工事終了後は、資材、車両を撤去した後に、耕耘し農地として使用できるように復元し地権者に引き渡す計画となっております。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）について、許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員です。よって、本案については、許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しましたが、次に、報告事項に入ります。報告事項については、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑、意見等がありましたらお願いします。 質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。</p> <p>以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。 ご協力いただきありがとうございました。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>木村会長には、議長を務めていただき、ありがとうございました。 次に、次第の6、その他ですが、活動記録簿の記入について、農政係長より説明いたします。</p>

事務局	<p>活動記録簿の記入について、再度事務局よりお願いがあります。</p> <p>事前説明会でも説明させていただきましたが、皆様には月額報酬とは別に最適化交付金に基づいた年額報酬が支払われる事となっています。3月末までの活動時間を集計した上で4月の報酬と一緒に支払われます。</p> <p>熊谷市が受け取った最適化交付金から新体制移行に伴う10名の人員増による月額報酬への補填額を差し引いたものが年額報酬総額となります。</p> <p>また、最適化交付金には2つの指標が有り、成果実績と活動実績となります。まず、成果実績から説明させていただきます。</p> <p>成果実績は1月から12月の年での評価となりますが、熊谷市は9月に新体制移行となりましたので9月から12月までの4ヶ月分となります。成果実績の中にも2つの指標が有り、1つめが遊休農地の解消面積、2つめが担い手への集積面積となっています。</p> <p>今年度9月から12月末までの成果実績を計算したところ、遊休農地については、面積が10haほど増加してしまい0点でしたが、担い手への集積面積は420,044㎡となり、目標面積の380,866㎡の1.1倍となりました。このため基準ポイントが9点で、成果報酬基準額14,000円×4ヶ月分を受け入れられることとなり、4月に皆様へ年額報酬を支払うことができるようになりました。これもひとえに委員皆様の活動の成果であり、ありがたく思っております。</p> <p>もう一つの指標は活動実績で、9月以降の活動報告に基づき計算します。活動実績は9月から3月までの7ヶ月での集計となります。これが皆さんに、毎月6時間の活動をお願いしているものです。一番上の囲いの中にありますが、1人ひと月あたり6,000円の活動実績を受け取るには、皆さんで6時間×47人×7ヶ月（9月から3月）＝1,974時間以上の活動時間が必要となります。</p> <p>皆さんの活動時間数が合計で1,974時間を下回った場合は国からの最適化交付金額が減額されてしまいます。こちらは皆さんでの総活動時間数で受け取りますから、活動時間が足りない方がいても他の方がその分をまかなっていれば熊谷市は活動実績に基づく最適化交付金を受け取ることはできます。</p> <p>しかし、皆さんに報酬として配分する際は違います。配分にあたっての計算方法が資料の中程にありますのでご覧ください。</p> <p>活動実績とは・・・の欄になります。パターン1は全員が毎月6時間以上活動した場合の計算方法で、パターン2は6時間以上活動しなかった委員さんがいる場合の計算方法です。</p>
-----	--

国の基準により、6時間以上活動した月数によって報酬へ配分できる金額、年額報酬総額を割り戻し、ひと月あたりの単価を算出し、それぞれの委員の6時間以上の活動月数を乗じて支給するという事になります。活動が6時間に満たない方がいれば、その分を他の委員さん達で分けることとなるため、ひと月あたりの支払単価が高くなるということになります。

活動しなかった方がいた場合パターン2の例をとってみると、例えば、総活動月数が315ヶ月であった場合、ひと月あたりの単価は全員の方が毎月6時間以上活動した場合の単価より高くなります。

いずれの場合も、ひと月あたりの単価に対して、それぞれの委員の6時間以上の活動月数を乗じて、1人あたりの年額報酬となります。

このため、大切になってくるのが活動の証拠書類としての活動記録簿です。活動記録簿は熊谷市が最適化交付金を歳入として受け入れるためにも、それを皆さんに年額報酬として支払うためにも重要な書類といえます。8月に行いました事前説明会では、活動記録簿を翌月末までに事務局に提出すること、また最適化推進のための活動を毎月6時間以上していただくことをお願いしました。その中には、総会や研修会、農地法3条4条5条関連の現地確認は含まれないことを説明させていただきました。

事務局では、これまで提出いただいている9月以降の分を集計したところ、この活動が6時間に満たないという方が非常に多く見受けられました。

活動記録簿の綴りが皆様の机の上に配布してありますが、中をご覧ください。月ごとの記録の裏面になります。総活動時間数が左側に、その右、事務局確認欄のところに書かれたものが最適化のための活動時間となります。この右側の欄が6時間以上となるようお願いします。

この綴りの中に写しという物が入っている方は活動が足りないということになりますので、活動をしたものの、記入のし忘れが多いのではないかと思いますので、よく思い出していただいて追加記入をお願いいたします。用紙がほしいという方はご用意させていただきましたので後ほど私のところまでお申し出ください。

また、活動の内容としましては、担当地区の農地の耕作状況や遊休農地の状況確認を始め、農家の皆さんとの農業に関する立ち話や委員さん同士の活動に関する話合いでも結構ですので、宜しく願いいたします。例えば、自分の農地へ行く途中や用事の途中に、周辺農地を確認し草刈りがされた、作付けされた等の確認でも結構です。ここは企業でも入ってきてくれればいいのと思うところを見つけたなど、あまり固く考えないで記入していただければと思います。なお、配布

	<p>させていただいた活動記録簿は、再度記入いただき1月の末までに必ず提出していただきますようお願いいたします。</p> <p>事務局では、再度記入していただいたもので年額報酬の支給金額を計算し、県に報告をいたします。ひと月に最適化推進のための活動が6時間満たない方は、その月の分の年額報酬支給基準の活動がなかったものとして取り扱うことになり、交付金が支払われませんので、予めご承知おきくださるようお願いいたします。</p> <p>また、2月分及び3月分の活動記録は申し訳ありませんが3月15日までに必ず提出いただきますようお願いいたします。3月分は途中になりますが、4月の年額報酬支払いのために必要となります。3月につきましては3月15日までに6時間以上の活動をしていただいて、提出をお願いします。2月、3月分の活動報告が3月15日までに提出されなかった場合には、その月の活動は無かった物として取り扱わざるを得ませんのでよろしくをお願いいたします。</p>
田中委員	<p>例えば、9月には8時間、9時間活動したが、10月、11月は忙しくてあまり活動できなかった。しかし、12月には10時間、15時間活動して平均すれば6時間以上になる場合は、どうなるのか。</p>
事務局	<p>平均で計算することはできません。6時間以上活動した月をひと月とカウントし報酬を支払います。国の定めに基づき市の上乗せ条例で定めています。</p>
中川委員	<p>2月、3月分を3月15日までに提出とのことだが、2月に6時間以上活動した分を3月に持ち越してもいいのか。</p>
事務局	<p>それでは、先ほどの質問と同じこととなりますので、認められません。月ごとにきちんと記録をしてください。</p> <p>最適化交付金の成果実績払いが受け取れるのは稀なことであり、熊谷市は皆様のおかげで成果が出ています。そのために会計検査の対象となり、証拠書類は必ずチェックが入りますので、皆様には記録をしっかりとお願いします。</p>
事務局次長	<p>その他につきましては、こちらからは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。</p>
手嶋委員	<p>このような活動する中で、我々は自分の車を使うわけですね。いつ危険が伴うがわからないし、田圃で脱輪して修理することになった</p>

事務局次長	<p>とか、事故がないことはないんですけども、我々は自分の車を使うわけですが、万が一何かあった場合は、補償等どこまで対応できるのか。</p> <p>ただ今の件につきましては、あらためて次回の総会時に皆様に情報提供させていただきます。</p> <p>最後に、閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
夏目会長職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、第5回総会全ての日程が終了いたしました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	増田 啓良
次長	遠藤 健司
主幹兼農政係長	森田 志津子
主幹兼農地係長	大沢 昌徳
主任	樋口 祥平
農業振興課長	浅見 和彦
農業振興課主任	角張 圭太
大里行政センター主査	森 佳一
江南行政センター主査	上山 奈保美

平成30年12月27日

熊谷市農業委員会

会 長 木 村 進 _____

署名委員 石 原 敬 嗣 _____

署名委員 手 嶋 茂 春 _____